

令和6年度第1回福島県日本型直接支払交付金第三者委員会議事概要

1 日 時 令和6年6月3日（月）13:30～16:00

2 場 所 福島テルサ3階 中会議室「あづま」

3 出席委員 吉田委員長、菊地副委員長、猪狩委員、小林委員、今野委員、田崎委員、藤原委員
(委員長、副委員長以下五十音順)

4 議 事

(1) 委員長、副委員長の選任

本委員会設置要綱第4条第1項の規定により選任し、委員長には吉田委員、副委員長には菊地委員が選任された。

(2) 日本型直接支払交付金の令和6年度の推進方針について

事務局より多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の令和6年度の推進方針について、資料に基づき説明した。

○意見等

ア 多面的機能支払交付金について

委 員：事務負担軽減のため事務委託を行うとのことだが、委託費は交付金から支出することは可能か。また、委託費が他の活動のための経費を圧迫してしまうことはあるか。

事務局：委託費の交付金からの支出は可能である。また、組織内での合意の下、委託事務の内容や他の活動とのバランスも検討して委託しているので支障はない。規模の小さい組織は、交付金額自体が少ないので、広域化を進めている。

委 員：行政書士会との連携は、進んでいるか。

事務局：現在16名の行政書士が県推進協議会の事務委託マッチングサイトに登録している。しかし、そのうち実際に事務委託を受けた行政書士がいるかどうかはまだ把握していない。

委 員：事務委託できるのは、行政書士の資格を持っている方に限定されるのか。

事務局：行政手続きまで行う場合は、行政書士法の定めにより資格が必要になるため、行政書士へアプローチしているところである。作業日報等のデータの入力補助までであれば誰でも受託できる。

委 員：田んぼダムのモデルほ場を設置するのはどの地域か。

事務局：県内7方部ごとに取り組みのないような市町村を選んでいる。具体的には、大玉村・石川町・白河市・会津坂下町・南会津町・浪江町・いわき市である。

イ 中山間地域等直接支払交付金について

委 員：活動計画の策定や集落戦略を、サポートしている方はいるのか。

事務局：活動計画等は集落の話し合いで決めている。市町村の担当者などが支援を行っている。

委員：集落戦略の作成の現状はどうか。

事務局：対象となる約860の協定のうち、約350の協定が令和4年度までに作成済である。

委員：事業推進をした9市町村とは具体的にどこか。

事務局：埴町・田村市・福島市・二本松市・鮫川村・須賀川市・三島町・喜多方市・西会津町である。

委員：多面交付金と中山間交付金を重複して受給する場合は、別々に計画を策定する必要があるか。

事務局：交付金の対象となる活動を区別することができれば、同じ農地で重複して交付金を受給することができる。その場合は、それぞれで計画を策定する必要がある。

委員：棚田地域振興活動加算は、基盤整備済であることなどの要件はあるのか。

事務局：そのような要件はない。

委員：第5期対策が今年度で終了するとのことだが、来年度以降の予算方針を教えてください。

事務局：対策期が変わることを契機に取組面積を縮小するケースがあるので、可能な限り現在の取組面積を維持する方針である。

委員：棚田地域振興活動加算では定量的な達成目標を設定しているが、目標達成の確認は誰が行うのか。

事務局：市町村が確認を行うこととなる。

ウ 環境保全型農業直接支払交付金について

委員：取り組んでいない市町村が多いようだが、導入が進まない理由はあるか。

事務局：中山間地域の場合、まとまった取組面積を確保できず、事業が広まっていけない部分がある。また、市町村として交付額の1/4の財政負担もあるので、そのあたりがハードルになると思う。

(2) その他

ア 環境保全型農業直接支払交付金最終評価について

事務局より環境保全型農業直接支払交付金最終評価について、資料に基づき説明を行った。

委員：資料P2に「土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定」は、県などが行っているものか。

事務局：事業に取り組んでいる農業者団体等が自ら企画し、実施したものである。

委員：「炭の投入」はR4年度には実施件数が1件あったが、R5年度は0件になったということでしょうか。

事務局：炭の投入のR5年度実施件数は0件に減少した。ただし、環直とは別の事業であるが「Jクレジット」制度に炭素貯留のメニューがあるので、Jクレジットと絡めて環直での炭の投入の取組件数を増やしていきたいと考えている。

委員：取組に必要な炭の需要と供給のバランスはとれるか。

事務局：木材だけでなく、もみ殻を利用した炭の活用も推進していきたい。

委員：資料 P7 の「今後の方針について」の欄について、中間評価以降の状況を踏まえた文を一文加えるとよいと思う。

事務局：意見のとおり、今後追加したいと考える。

イ 中山間ふるさと水と土保全対策事業の事業評価について

事務局より基金事業について、令和 5 年度の実績及び令和 6 年度の計画を資料に基づき説明した。

委員：基金自体を PR するべきではないか。事業を PR しているところはあるのか。また、本基金を活用していることを棚田事業のイベントで宣伝してみてもどうか。

事務局：棚田のイベントに限らず、農村地域の団体のイベントは、県農村振興課 HP の「むらすけ」というコーナーに掲載している。

委員：大学や民間企業と連携できそうな事業もあるが、本基金を活用する事業は、公募は受け付けず、県で事業化して、関連する団体へ補助しているのか。

事務局：県の事業担当課が事業化して、事業ごとに補助金等で団体や市町村に活用してもらっている。

以上